

唐代作家新疑年録 (4)

——顏真卿・元德秀・蕭穎士・蕭存・孫逖・趙冬曦・

李華・呂溫・呂渭・呂恭・梁肅——

植 木 久 行

(1) 顏真卿 (字清臣)

○中宗景竜三年己酉 (七〇九) 生——德宗貞元元年乙丑 (七八五) 没、享年七十七歲。

〔没年の論拠考〕

德宗の建中四年 (七八三) 正月、顏真卿は、汝州 (今の河南省臨汝県) を陥れた叛將 (淮西節度使) 李希烈を諭すために、宣慰使として汝州に赴いた。そしてそのまま拘留され、やがて蔡州 (河南省汝南県) に移され、当地の竜興寺で殺された。ただし、その没年は、興元元年 (七八四) と翌貞元元年 (七八五) の二説に分かれ、ややまぎらわしい。

叙述の都合上、まず貞元元年没説の論拠をあげて考えてみたい。

(1) かつて顏真卿に仕えたことのある殷亮の「顏魯公 (真卿) 行状」 (『全唐文』卷五一四) に、

貞元元年 (七八五)、河南王師 (官軍) 復振。賊 (李希烈) 慮蔡州有變、乃使其將辛景臻、於竜興寺積薪、以油灌。既縱火、乃伝希烈之命、若不能屈節、自即裁之。公 (顏真卿) 応声投地。〔景〕臻等驚慚、扶公而退。希烈審不為己用。

其年（貞元元年）八月二十四日、又使景臻等害於童興寺幽辱之所（幽閉され辱められていた場所）。凡享年七十七。明年（貞元二年）三月、希烈為麾下將陳仙奇所殺、淮西平。

云々とある。また、同「行状」のなかには、

初遭難後、江西節度嗣曹王（李） 皋上表曰、「臣見蔡州婦順脚力（文書や荷物を運ぶ人夫）張希璨・王仕禹（頼）等説、『去年（貞元元年）八月二十四日、蔡州城中見封（塚・墓）、有隣兒不得名字、云、『希烈令偽皇城使辛景臻・右軍安華、於童興寺殺顏真卿、埋於羅城（外城）西道南里、并立碑』。臣聽之未畢、涕泗交流。……」。

云々とある（「行状」は、四部叢刊『顏魯公文集』や、黃本驥編訂『顏魯公文集』卷十四にも収める）。

(2) 『新唐書』卷七、德宗紀、貞元元年八月の条に、「丙戌（二十四日）、李希烈殺宣慰使顏真卿」とある。

(1)と(2)によれば、顏真卿は貞元元年没となる（留元剛『顏魯公年譜』によれば、唐の柳程『常侍言旨』も貞元元年八月没とするらしい。ただし、上海古籍出版社刊『說郛三種』に収める『常侍言旨』には未見）。

しかし、一年前の興元元年の没、とする基本資料のほうがかえつて多い。

(a) 『旧唐書』卷一二八、顏真卿伝に、

興元元年復振。逆賊慮變起蔡州、乃遣其將辛景臻・安華至真卿所、積柴庭中、沃之以油、且伝逆詞（逆賊の言葉）、「不能屈節、当自燒」。真卿乃投身赴火、景臻等遽止之、復告希烈。德宗復宮闕（興元元年七月、都長安に帰ること）。希烈弟希倩在（反乱を起こした）朱泚党中、例伏誅。希烈聞之怒、興元元年八月三日、乃遣闖奴（宦官）与景臻等

殺真卿。……年七十七。及淮・泗（淮西？）平、貞元元年、陳仙奇使護送真卿喪歸京師。德宗痛悼異常、廢朝五日、諡曰文忠。

とある。

(b) 『資治通鑑』卷三三一、徳宗興元元年の条に、「李希烈聞(弟の)李希倩伏誅、忿怒、八月壬寅(三日)、遣中使(宦官)至蔡州殺顔真卿」とある。

(c) 『太平広記』卷三三二、顔真卿の条には、「仙伝拾遺」(撰者未詳)及び(晩唐の章綯撰)『戎幕閑譚』・(五代の王仁裕撰)『玉堂閑話』に出づ」として、

真卿乃自作遺表・墓誌・祭文、示以必死。賊党(李希烈)使縊之。興元元年八月三日也。年七十七。朝廷聞之、輟朝五日、諡文忠公。

という。

(d) 『冊府元龜』卷六六一、奉使部、守節の条にも、前掲の(a) (『旧唐書』本伝) とほぼ同じ文が見え、

興元元年、王師復振。…… 徳宗復宮闕。希烈弟希倩、在朱泚党中、烈休(例伏の訛?)誅。希烈聞之怒。是歲八月三日、乃使闒奴与景臻等殺真卿。…… 年七十七。及淮西平、貞元元年正月、陳仙奇使護送真卿喪歸京師。徳宗痛悼異常、廢朝五日、諡曰文忠。とある。

このほか、この興元元年没説を傍証するものとして、

(イ) 『旧唐書』卷十二、徳宗紀、貞元元年正月の条の、「癸丑(十七日)、始聞太子太師・魯郡公顔真卿為(李)希烈所害、追贈司徒、廢朝五日、諡曰文忠」、

(ロ) 『資治通鑑』卷三三一、貞元元年の条の、「癸丑、贈顔真卿司徒、諡曰文忠」、

(ハ) 『冊府元龜』卷一三九、帝王部、旌表三に、「貞元元年正月詔曰、『君臣之義、生録其功、没厚其礼。…… 故光祿大夫・守太子太師・上柱国・魯郡公顔真卿、器質自天、公忠傑出。…… 可贈司徒。…… 』」、

をあげることができよう。この(イ)(ロ)によれば、顔真卿の死は、遅くとも貞元元年正月以前となり、貞元元年八月没説は成立しなくなる。司馬光の『資治通鑑考異』卷十八に、「『徳宗』実録』及び『旧(唐書本)伝』に『三日』と云ふ」とあるのによれば、『旧唐書』の興元元年八月三日没説は、おそらく元和五年(八一〇)に成る裴垕・蔣义・韋処厚ら撰『徳宗実録』五十卷(『唐会要』卷六三、修国史、『新唐書』卷五八、芸文志など参照)にもとづくものであろう。⁽²⁾ 一般的にいえば、史料としての信憑性はきわめて高い。

しかし、唐朝そのものが、まさに累卵の危き状態にあり、天子もしばしば都落ちする状況下では、原史料(起居注・時政記・諸司州県の報告等)そのものに混乱が生じやすい。さらに年号「貞元元年」と「興元元年」では、わずかに一字違いであり、年代的にも一年異なるのみである。『徳宗実録』にもとづくらしい前掲の論拠(a)と(d)は、ともに李希烈が部下の陳仙奇に殺され、淮西が平定された事件を貞元元年のこととするが、これは貞元二年四月の誤りである(『旧唐書』卷十二、徳宗紀、『新唐書』卷七、徳宗紀、『資治通鑑』卷三三二など)。したがって、興元元年没説の傍証としてあげた(イ)(ロ)の、司徒を追贈する詔勅の日づけ「貞元元年正月」も、すこぶる疑わしくなる。

興元元年没説の最大の弱点は、顔真卿自身の手に成る、より確かな資料「移蔡帖」の存在に気づかなかったことである。四部叢刊『顔魯公文集』の巻末に付載する「顔魯公文集補遺」に収める「移蔡帖」には、

貞元元年(七八五)正月五日、真卿自汝(州)移蔡(州)。天也。天之昭明、其可誣乎。有唐之徳、則不朽耳。十九日書。

とある(『全唐文』卷三三七、黄本驥編訂『顔魯公文集』巻四にも収める)。これによれば、顔真卿は、少なくとも貞元元年正月十九日までは生存していたことになり、興元元年没説は自然に崩壊しよう。⁽³⁾ この「移蔡帖」は、南宋中期の嘉定年間(一二〇八―二四)、留元剛が初めて顔真卿の書を集めて刻した『忠義堂帖』に見え、孫退谷旧藏『忠義堂帖』六冊本

では、第一冊めに収められているという（黄本驥編訂『顔魯公文集』卷三〇参照）。この貴重な資料の発見は、貞元元年八月没説の論拠となる殷亮「顔魯公行状」(1)や『新唐書』徳宗紀(2)の信憑性を裏づけている。清の王澍『竹雲題跋』卷四、「顔魯公奉命帖」の条には、前掲の「移蔡帖」に拠っている。「これは公（顔真卿）自ら書く所の者にして、的々として拠るべし。当に貞元元年八月、李希烈、公を竜興寺に害す、年七十有七、を以て正と為すべし」と。南宋の留元剛「顔魯公年譜」や清の黄本驥「顔魯公年譜」は、ともに貞元元年没、享年七十七歳とする。

〔備考〕

唐の令狐峘「顔魯公神道碑銘」(5)（四部叢刊『顔魯公文集』所収）には、

今上（徳宗）興元元年八月三日、蹈危致命、薨于蔡州之難。

とあり、また、

貞元初、（李）希烈陷汴州（一作汝州）。是時、公幽辱已三歳矣。度必不全、乃自為墓誌、以見其志。是年、遇害於汝州之竜興寺。春秋七十有六。

とある。この「神道碑銘」は、かつて尚書省において顔真卿の下僚として仕えた令狐峘（後引の杉村邦彦「顔真卿論」参照）の撰文として、前掲の殷亮撰「顔魯公行状」（貞元元年八月没）と並ぶ根本資料であるが、基礎的な誤りをもつ。まず、(I)竜興寺のある場所は汝州ではなく蔡州である。(II)顔真卿の享年は「七十六」ではなく「七十七」である。（後述）、(III)顔真卿の没年を、前文では「興元元年」とし、後文では「貞元の初め」として前後矛盾する、などが指摘できよう。後文中の「公幽辱せらるること已に三歳なり」は、建中四年（七八三）正月、宣慰使として汝州に赴いて以後の拘留期間をいい、明らかに貞元元年（七八五）を指している（留元剛「顔魯公年譜」参照）。とすれば、前文の「興元元年」は「貞元元年」の誤りであり、後文の「貞元の初め」とは「貞元元年」を指すことになる。

ところで顔真卿の死亡日は、興元元年の資料をも含めて、八月三日没と八月二十四日没の二種に分類される。前者(三日)には『旧唐書』顔真卿伝、『資治通鑑』、『太平広記』所引『仙伝拾遺』等、『冊府元龜』卷六六一、令狐峒「顔魯公神道碑銘」があり、後者は殷亮「顔魯公行状」(および「行状」に引く嗣曹王の上奏文)と『新唐書』徳宗紀の二つである。前者は、いずれも「興元元年没」を唱える資料であり、その源が同一であることを推測させる。清の王澐「竹雲題跋」巻四、「顔魯公奉命帖」の条には、死亡日の異同については「熟考するには及ばぬ」(無須深考矣)とするが、やはり気にかかるところである。この点について、黄本驥「顔魯公年譜」貞元元年の条には、顔真卿の縊殺された日が八月十三日乙丑であり、「二十四日丙戌に至りて、始めて朝(廷)に聞こゆ」とする。このことは、黄本驥「顔魯公生卒葬地考」(同編訂『顔魯公文集』巻十九)のなかにも、

貞元元年八月為癸亥朔、二十四日為丙戌。『行状』所載与『新(唐)書』本紀正合、則其卒当為貞元元年八月十三日乙丑。至二十四日丙戌、始聞訃於朝也。『旧(唐)書』徳宗紀、興元元年十一月、劉洽・曲環大破希烈之衆。希烈遁歸蔡州。初、公為希烈所留置於汝州。至是、挾以之蔡(州)。故自汝(州)移蔡(州)、為貞元元年正月事(顔真卿の「移蔡帖」の記述と符合する)。

云々という。筆者の見た四部備要本(『三長物齋叢書』(清の黄本驥輯)によって校刊、台湾中華書局)では、顔真卿の死亡日を、前掲の二か所において「八月十三日乙丑」に作る。しかし、「八月十三日」の「十」は、明らかに衍字である。これを裏づけるごとく、貞元元年八月乙丑とは「三日」を指す(平岡武夫「唐代の暦」)。外山軍治「顔真卿―剛直の生涯」(創元社、一九六四年)一六九頁や、杉村邦彦「顔真卿論」(『中国中世史研究―六朝隋唐の社会と文化』東海大学出版会、一九七〇年)、中田勇次郎「中国書人年譜」(同編『中国書人伝』中央公論社、一九七三年)に収める顔真卿の略年譜では、いずれも貞元元年八月十三日没とする。これは、「十三日乙丑」の「十」が衍字であることに気づかなかつたための誤りで

ある。要するに、顔真卿の没年は、現在のところ、貞元元年八月三日没、二十一日後の二十四日になって、ようやくその訃報が朝廷に達した、と考えるのが最も穏当であろう。

〔生年の論拠〕

生年を逆算する根拠となる顔真卿の享年には、従来、(A)「七十七」、(B)「七十六」の二説がある。(A)説を採るものは、殷亮「顔魯公行状」、『旧唐書』顔真卿伝、『太平広記』所引「仙伝拾遺」等、『冊府元龜』卷六六一があり、北宋の曾鞏「撫州顔魯公祠堂記」(陳杏珍・晁継周点校「曾鞏集」(中華書局、一九八四年刊)卷十八所収)にも、

李希烈陷汝州。(盧)杞即以公(顔真卿)使希烈。希烈初慚其言、後卒縊公以死。是年、公年七十有七矣。

とある。他方、令狐峘「顔魯公神道碑銘」、『新唐書』卷一五三、顔真卿伝の二つのみが、享年を「七十六」とする。この異同について、南宋中期の留元剛「顔魯公年譜」の終りには、

按ずるに、大曆十三年(七七八)、公は年七十、刑部尚書た為り。三たび章(天子への意見書)をあ拏げて致仕を乞ふも、允ゆるされず。後、貞元元年に死す。当まさに七十七なるべし。

という。この指摘は、『旧唐書』卷十一、代宗紀、大曆十三年正月の条の、「壬戌(十五日)、刑部尚書・魯郡公顔真卿、三抗章乞致仕、不允」を踏まえている。『礼記』曲礼篇に「大夫は七十にして事を致す(職務を天子に返上する)」とあり、『大唐六典』卷二、尚書吏部の条にも、「年七十以上はまさに致仕すべし」という(平岡武夫「七十致仕―白居易の場合」(『日本大学』漢学研究』第十三・十四合併号、一九七五年)参照)。古今の礼制に深く通じていた顔真卿が、大曆十三年、三たび抗章(＝抗疏)して致仕を願ったのは、ほかならぬこの「七十致仕」の礼制にもとづく行為である、と考えたのである。もし「七十六」歳没説に従えば、大曆十三年当時、まだ六十九歳であり、ふさわしくない。この留元剛の説は、清の畢沅ひつげん「顔魯公官階考」(黄本驥編訂「顔魯公文集」卷十九所収)や黄本驥「顔魯公生卒葬地考」(同上)も従うごとく、

きわめて説得力をもつ。令狐奭の「神道碑銘」や『新唐書』本伝に記す享年「七十六」は、「七十七」の誤りと考えてよい。貞元元年、七十七歳で没したとすれば、その生年は逆算して景竜三年（七〇九）となる。

〔備考〕

南宋時代、留元剛の精確な「顔魯公年譜」が作られたこともあって、錢大昕『疑年録』巻一以下、ほとんど異説はない。ただ若干、問題となる発言がある。余嘉錫『疑年録稽疑』（中華書局刊『余嘉錫論學雜著』下冊所収）は、司馬光の『資治通鑑考異』の論定⁽⁶⁾に依拠して、

蓋し『新（唐書德宗）紀』（前掲②）は、（殷亮の）「顔氏行状」の月日を用ひて、誤りて興元を以て貞元と為すのみ。若し「行状」に貞元元年に作らば、『考異』
『旧（唐書本）伝』は、これを『実録』に本づき、最も信ずべしと為す。錢
は一言の弁論無かるを得ず。

〔大昕〕氏は、〔顔〕魯公の卒年に於いて、仍ほ『新（唐書德宗）紀』に従ふは、非なり。当に改めて『景竜二年戊申（七〇八）に生まれ、興元元年甲子（七八四）に卒す』と作すべし。

と結論する。清の趙紹祖『新旧唐書互証』巻三や、清の趙翼『陔余叢考』巻十二なども、『新唐書』德宗紀の「貞元元年八月」没説を、『旧唐書』本伝などによって一年前の「興元元年八月」の誤り、と見なす。しかし、この点については、すでに述べたごとく、顔真卿の「移蔡帖」に拠れば貞元元年正月十九日まで生存在したことが確認され、かえって『德宗実録』のほうが誤っているのである。逆にいえば、『新唐書』德宗紀が『旧唐書』本伝などに従わなかったのは、留元剛「顔魯公年譜」の終りに指摘することく、その撰者歐陽修らは、新たに発見された史料を広く集める過程のなかで、「当に必ず『行状』と『蔡（州）に移るの帖』とを見るべし」と推測される。余嘉錫はおそらく、留元剛と黄本驥の両「顔魯公年譜」を見なかつたために、こうした軽卒な誤りを犯したわけであろう。⁽⁷⁾

〔補遺〕

年譜としては、上述の留元剛と黄本驥の両「顔魯公年譜」が必読文献である。前者は、四部叢刊『顔魯公文集』に収められ、台湾商務印書館刊、新編中国名人年譜集成第十六輯には、その再影印を『唐顔魯公真卿年譜』と題して収める。ちなみに同書には、四部叢刊に付載する「行状」や「神道碑銘」なども収めている。

他方、後者は、黄本驥編訂『顔魯公文集』の巻頭に収め、前者よりもかなり詳細になっている。黄本驥編訂本は、前掲の留元剛の年譜をも巻十五に収めるのをはじめ、その外集(巻十三から巻三十まで)には、顔真卿に関する種々の資料が博搜されており、すこぶる有用である。外山軍治『顔真卿―剛直の生涯』(前掲)も参考になる。

注

- (1) 顔真卿の母の従子で、殷踐猷の孫にあたる。真卿の主宰した『韻海鏡源』の編纂にも参加したらしい。四部叢刊『顔魯公文集』などには、「殷亮」を「因亮」に作る。これは、宋の太祖の父の諱「弘殷」を避けたもの。以上は、黄本驥編訂本巻十四の考証や前掲の杉村邦彦「顔真卿論」による。
- (2) 玉井是博「唐の実録撰修に関する一考察」(同『支那社会経済史研究』岩波書店、一九四二年)、池田温「正史のできるまで―唐書を例として―」(『中国の歴史書』〈漢文研究シリーズ12〉尚学図書、一九八二年)、福井重雅「『旧唐書』―その祖本の研究序説―」(『中国正史の基礎的研究』早稲田大学出版部、一九八四年)など参照。
- (3) 吉川忠夫「書と道教の周辺」(平凡社、一九八七年)「八章 仙人になった顔真卿」の条にも、興元元年没に誤る。
- (4) 黄本驥編訂『顔魯公文集』巻三〇に引く清の孫承沢撰『庚子銷夏記』にいう、「宋人有忠義堂、祀顔魯公。嘉定間、留元剛刻魯公帖、置其中。極其勁秀、計十卷。有嘉定丁丑(十年、一二一七)東平鞏嶸跋」と。二玄社刊『忠義堂帖』上下は、筆者未見。
- (5) 『全唐文』巻三九四には、「光祿大夫・太子太師・上柱国・魯郡開国公 顔真卿墓誌銘」と題するが、「墓誌銘」は「神道碑銘」の誤り。黄本驥編訂『顔魯公文集』巻十四の考証参照。
- (6) 『資治通鑑考異』巻十八参照。もちろん、通行の『資治通鑑』巻三二一、興元元年の条の胡三省注にも引かれる。
- (7) 丁晏編『陸宣公年譜』(世界書局刊、中国文学名著第六集の第六冊、『翰苑集注』などに付載)に、顔真卿の死を興元元年に繫けるのは誤り。ちなみに、深谷周造訳注『顔真卿』(風媒社、一九七四年)は、顔真卿の文集を訳注し、留元剛の年譜をも訓読し収める。

(2) 元德秀 (字紫芝)

○則天武后万歲登封元年 (卅万歲通天元年) 丙申 (六九六) 生——玄宗天宝十三載甲午 (七五四) 没、享年五十九歲。

〔論 拠〕

(1) 『旧唐書』卷一九〇下、文苑伝、元德秀の条に、「天宝十三年卒、時年五十九。門人相与諡為文行先生。士大夫高其行、不名、謂之元魯山」とある。

(2) 『新唐書』卷一九四、卓行伝、元德秀の条に、「天宝十三載卒、家惟枕履・簞瓢而已。(喬)潭時為陸渾(河南府の県名、今の河南省)尉、庀其葬⁽¹⁾」とある。

(3) 族兄の元德秀に師事した元結の「元魯山墓表」に、「天宝十三年、元子(結)從兄、前魯大夫德秀卒」とある(『全唐文』卷三八三)⁽²⁾。

(4) 五代・王定保『唐摭言』卷四、師友の条に、「喬潭、天宝十三年及第、任陸渾尉。時元魯山(德秀)客死是邑。(喬潭)減俸礼葬之、復庀其孤」とある。

(5) 北宋の銭易『南部新書』甲に、「元德秀、字紫芝、為魯山(汝州の県名、今の河南省)令、有清徳。天宝十三年卒」とある。

生年は、(1)に記される享年「五十九」によって逆算。

〔備考〕(1)

元德秀に兄事した李華の「元魯山墓碣銘并序」(宋の姚鉉『重校正』唐文粹『明の嘉靖刊本の影印、四部叢刊』卷六九)に

は、

維唐天宝十二載九月二十七日、魯山令河南元公(德秀)、終于陸渾(県)草堂。春秋五十九。服名節者、無不痛心。……以明月(翌十月)十二日、窆于所居南岡、礼也。

とある。「春秋五十九」は、前掲の『旧唐書』本伝の享年を確定する根本資料となるが、とくに問題となるのは、元徳秀の死を天宝十三載ではなく「天宝十二載」に作ることである。『全唐文』卷三二〇(中華書局刊、原刻本の影印)や李華の別集『李遐叔文集』卷三(文淵閣四庫全書本)においても、同じく「天宝十二載」に作っている⁽⁶⁾。しかし、前掲の(1)(2)(3)などの基本資料によれば、天宝十二載は明らかに天宝十三載の誤訛であろう(1)はおそらく、李華の文を基礎資料の一つとして書かれていよう)。これを傍証する資料もある。李華の「唐著作郎・贈秘書少監權君墓表」(『唐文粹』卷六九)には、

君姓權氏、諱臯、字士繇、天水人。……大曆元年(七六六)四月某日、不幸逝於丹徒。……自開元・天宝已來、高名下位、(李)華方疾不能備卒。然所憶者、曰河南元君德秀。元(德秀)終十年、而南陽張君有略。張(有略)歿二年而君(權臯を指す)夭。

云々とある。これによれば、元徳秀の死は權臯の没した大曆元年(七六六)より十二年(「二年」と「十年」を合算)前の七五四年(天宝十三載)となる。同じ作者李華の作品による論拠として、かなり説得力をもつ。この指摘は、潘呂棋昌『蕭穎士研究』(文史哲出版社、文史哲学集成、一九八三年)第四章「交遊」の条の「八、元徳秀」に見え、次のごとく結論づけられている。「拠此(前掲の「權君墓表」)上推、則徳秀固当卒於天宝十三載也。(李)華(元魯山墓碣)銘「二」蓋係「三」之壞」と。したがって、陳鉄民「李華事迹考」(『文獻』一九九〇年四期)が、この誤った李華の墓碣銘のみによって、「他生于六九五、年」とするのは誤りである。

また、前掲の元結「元魯鼎墓表」には、「嗚呼、元大夫（徳秀）、生六十余年而卒」とある。これによれば、元徳秀の享年は六十余歳となる。しかし、前掲の『旧唐書』本伝や李華の「元魯山墓碣銘并序」に「五十九」と明記されてある以上、元結のいわゆる「六十余」は、「行文の誤り」（孫望『元次山年譜』〔古典文学出版社、一九五七年〕天寶十三載の条。本年譜は、世界書局刊『（新校）元次山集』（注②）に再録）と考えるべきであろう。⁽⁷⁾

要するに、元徳秀は天寶十三載、五十九歳で没した（六九六生―七五四没）、と確定できる。陸心源『三統疑年録』巻二や、羌亮夫『歷代名人年里碑伝総表』以下、異説はない。ちなみに、林田慎之助『中国中世文学評論史』（創文社、一九七九年）に「六七、六一七五三」とするのは誤植（四六五頁）であるし、原田知明『孟郊の『弔元魯山十首』について』（国学院大学『漢文学会々報』第三十一輯、一九八六年）に「六七、六一七五三」とするのも誤り。前掲書の誤りをうけたものか。

〔備考〕

元徳秀の死因について、盧載の「元徳秀誄」（『全唐文』巻四三五）に、「誰死元公、餒死空腹」とあり、白居易の「題座隅」詩（顧学頡校点『白居易集』巻七、元和十二（八一七）、三年、江州での作）にも、

伯夷古賢人 伯夷は古への賢人なり

魯山亦其徒 魯山（元徳秀）も亦た其の徒なり

時哉無奈何 時（天命）なる哉 奈何ともする無し

俱化為餓殍 俱に化して餓殍（餓死者）と為る

という。本詩の原注には、さらに「元魯山は山居して水に阻てられ、食絶えて終る」とある。⁽⁹⁾これは、盧載の誄文中の「空腹に餓えて死す」と一致する。

他方、楊承祖の「元結年譜弁正」(『淡江学報』五期、一九六六年) 天宝十三載の条にいう(大意)。

盧載と白居易の言葉は、ともに凶作の年に満足な食事がとれなかったこと(『旧唐書』本伝「歲厲饑歉、庖厨不爨」、『新唐書』本伝「歲飢、日或不爨」)を指す誇張の辞であつて、事実ではなからう。白詩の注も白居易自身の注かどうかわしい。

と。この揚承祖説の論拠は、李華の墓碣銘や元結の墓表がともに「但だその窶約(貧窮)をのみ言いて、食絶ゆるの意に及ばざる」こと、および、その餓死説が杜甫の死亡逸話(洪水にあつて食糧を十日間も入手できず、その後贈られた牛肉の食べすぎと白酒の飲みすぎによつて急死したとする)と類似していて信憑性に乏しい、などにもとづく。興味深い説ではあるが、必ずしも説得力をもたないようである。というのは、一般的に墓碣銘や墓表などは、史書の伝記とは異なつて、もつぱら遺徳をたたえ、当人に不名誉なことを書かない傾向が強い(清水茂「唐代詩人の伝記資料」(『唐代の詩人—その伝記』六六九頁)参照)。また、白詩の自注を疑う論拠も不十分である。現存文献によるかぎり、少なくともその注は宋代以来の旧注である(南宋の紹興刊本に見える)。現時点では、その餓死説をそのまま受けとりざるをえないだろう。

〔補遺〕

元徳秀は、元結・李華・蕭穎士らの古文家たちに深く敬慕され、その精神的な支柱となつた高士である。林田慎之助『中国中世文学評論史』(前掲)の第六章第二節「唐代古文運動の形成過程」や、斎藤茂「孟郊『弔元魯山十首』をめぐつて」(大阪市立大学文学部『人文研究』第三十八卷第四分冊(中国語・中国文学)一九八六年)など参照。また、孫望『元次山年譜』天宝十三載の条も参照に値する。

- (1) 庀は治める意。喬潭のことは、李華の「墓碣銘序」にも、「名高之士陸渾尉 梁園喬潭、賻以清白之俸、遂其喪葬」と見える。賻は金品を贈って葬儀を助ける意。
- (2) 孫望編校『元次山集』（台湾・世界書局刊、中国文学名著第六集所収（一九六四年））巻六も同じ。清の黃叔瓚『中州金石考』巻七、河南府嵩原の条に、「元魯山墓銘、天寶十三載、元結撰」とある。
- (3) 「客死」の語が不適切であることは、前掲の楊承祖「元結年譜弁正」天寶十三載の条参照。
- (4) 宋の陳思編『宝刻叢編』巻四、西京（河南府）伊陽県の条に引く『集古録目』にいう、「唐元魯山墓碣、唐監察御史李華撰、太子太師顏真卿書、（集賢）院學士李陽冰篆額、…… 碑以建中四年（七八三）立」と。
- (5) 『李遐叔文集』巻三にも「二十七日」に作るが、『全唐文』巻三二〇には「二十九日」に作る。
- (6) 孫望「元次山年譜」や楊承祖「元結年譜」（『淡江學報』二期、一九六三年）に引く『全唐文』には「天寶十三載」に作り、文字の異同の存在に気づかないらしい。
- (7) 元結の墓表を節略して収める『新唐書』元德秀伝には、「生六十年、未嘗識女色、視錦繡二云々とあり、「余」の字を欠く。
- (8) 同書には、天寶十三載に卒したと明記する（四六三頁）。
- (9) 『南部新書』己の条にも、「元魯山、山居阻水、食絶而終」とある。白詩の原注にもとづいたものであろう。
- (10) 楊承祖「元結年譜弁正」天寶十三載の条にいう、「盧誄『餒死空腹』、蓋即『庖厨不爨』、『日或不爨』之意、更因上文『犬啗肉、馬食粟』之語（盧載の誄の「誰為府君、犬必啗肉。誰為府僚、馬必食粟」をいう一引用者注）相對而生。文家夸辞、恐不能以実事誄之。（白）香山詩注不知出於何手、未必白氏自注也。阻水食絶、殆同杜甫故事、以魯山高名、當時应有載記者、而（李）遐叔（元）次山曾不言及、然則此注真可信邪？香山「餓殍」句、恐亦盧誄「餒死」之義耳。拙譜（楊承祖「元結年譜」）止云「卒」、似較安」と。
- (11) 斎藤茂の前掲論文も、盧載の誄によって「具体的事情は不明ながら、その死は餓死もしくはこれに類するものであつたらしい」とし、潘呂棋昌『蕭穎士研究』も「德秀乃以水災受困餓死於陸渾山居也」（五〇頁）とする。

(3) 蕭穎士⁽¹⁾
 蕭穎士（字茂挺）

○玄宗開元五年丁巳（七一七）生——肅宗乾元二年己亥、ごろ（乾元二年（七五九）四月以降、乾元三年（七六〇）庚子二月十日以前）没、享年四十三歳？（四十三、四歳）

〔生年の論拠〕

蕭穎士の親友、李華の「揚州功曹蕭穎士文集序」（『文苑英華』卷七〇二、『唐文粹』卷九三、『全唐文』卷三二五、『李遐叔文集』卷一（文淵閣四庫全書本））には、「十九進士擢第」とある。蕭穎士が十九歳のとき進士科に及第したことは、『太平広記』卷二四四所引『朝野僉載』⁽²⁾（唐の張鷟撰）、唐の李冗『独異志』卷下「蕭穎士僕」の条、北宋の錢易『南部新書』庚などにも見える。その一つ、『朝野僉載』には、「唐蕭穎士、開元中、年十九擢進士第」とある。

他方、蕭穎士の進士及第の年が開元二十三年（七三五）乙亥であることは、『旧唐書』卷一〇二、韋述伝に付す蕭穎士の条をはじめ、『太平広記』卷一七九、蕭穎士の条に引く『明皇雜錄』⁽³⁾（唐の鄭処誨撰）、五代・王定保『唐摭言』卷三、慈恩寺題名遊賞賦詠雜記、『郡齋讀書志』卷四上（袁本）、蕭穎士集十卷の条、『至順鎮江志』卷十八、『登科記考』卷八などに見え、異説は全くない。

蕭穎士が開元二十三年（七三五）、十九歳で進士に及第したとすれば、その生年は逆算して開元五年（七一七）となる。

〔備考〕

『中国大百科全書』中国文学Ⅱ（中国大百科全書出版社、一九八六年）、蕭穎士の条（錢伯城執筆）には、生年を「七一六」（開元四年）とする。その論拠は未詳であるが、おそらく蕭穎士自身の「贈韋司業（述）書」（『文苑英華』卷六七八、『全唐文』卷三三三、『蕭茂挺文集』（不分卷、文淵閣四庫全書））に、「業成冠歲、射策甲科」とあるのを踏まえた推定であろう。「策を甲科に射る」とは、開元二十三年（七三五）、蕭穎士が進士科の試験に「対策第一」（『新唐書』卷二〇二、文芸伝中）

で合格したことをいう。⁽⁵⁾「冠歳」が男子二十歳の通称であることを考えるならば、蕭穎士は開元四年(七一六)生まれとなる。この資料は蕭穎士自身の発言であるとはいえず、「冠歳」「弱冠」などという言葉は、広く二十歳前後を含みうる、ややあいまいな表現である。この意味で、この資料は、前述の「十九歳」及第説とは必ずしも矛盾しない。むしろ、十九歳及第説の信憑性を高めるものといえよう(後引の兪紀東「蕭穎士事跡考」参照)。しかも、十九歳及第説を述べた李華は、蕭穎士と同じ年(開元二十三年)に進士科に及第した、いわゆる同年の間がらにある(『旧唐書』卷一九〇下、文苑伝、蕭穎士の条。『冊府元龜』卷七七七、総録部、名望二。『登科記考』卷八)。その発言は充分信頼できよう。

〔補遺〕

聞一多「唐詩大系」の生年「七一七」の論拠も、上述のそれと同じであろう。ちなみに、清の陸心源『三疑年録』卷二では生没年未詳とし、羌亮夫『歷代名人年里總表』では、漠然と「開元の初め」とするのみである。高文・何法周主編『唐詩選』上(人民文学出版社、中国古典文学読本叢書、一九八七年)に「七〇九―七六四」とする論拠は未詳。その生卒年は、いずれも誤りである。

〔没年の論拠〕

親李華の「祭蕭穎士文」(『全唐文』卷三二二)に、

維乾元三年二月十日、孤子趙郡李華、以清酌之奠、敬祭於亡友故揚州(大都督府)功曹(參軍事) 蘭陵(山東省郡望)蕭公之靈。

とある(『文苑英華』卷九八〇、『唐文粹』卷三三下、『李遐叔文集』卷四、『唐摭言』卷四、師友)。これによれば、蕭穎士の没年の下限は乾元三年(七六〇)二月十日である。聞一多「唐詩大系」の没年「七八〇」の「八」は、「六」の誤植か。前掲の『中国大百科全書』中国文学II(錢伯城執筆)や林田慎之助『中国中世文学評論史』(創文社、一九七九年)四六五頁な

どが、没年を「七六八」（大暦三年戊申）とするのも、明らかな誤りである。この七六八年没説は、『新唐書』巻二〇二、文苑伝中、蕭穎士の条の「年五十二」⁽⁶⁾にもとづく推定であろう。しかし、前掲の李華の祭文によれば、明白な誤りであるし、『旧唐書』巻一〇二、韋述伝の付伝に、「乾元（七五八―七六〇）初、終於揚州功曹」とある記述ともあわない。そして南宋の陳振孫『直齋書錄解題』巻十六、蕭功曹集十巻の、「其後卒不遇以死、寿亦不逮中年」とも矛盾しよう。「中年」の語自体は、かなり幅のある多様な用例をもつが、享年五十二歳では「中年に速^{おそ}ばず」とはいいがたいようである（享年四十三、四歳ならば問題は無い）。

『新唐書』本伝の「五十二」歳没説の誤りについては、平岡武夫『経書の伝統』（岩波書店、一九五一年）第二章の「第三節 蕭穎士の人と生涯」の条に、

五十二歳とすれば、大暦三年（七六八）——韓退之^{かんたいし}の生まれた年——まで生きていたことになる。しかし、『新唐書』は、永王の招を安祿山の死後に記し、李成式および崔円との交渉を、劉展の叛乱にからませている。これらは成立しがたいことである。したがって、五十二歳というのも、信用できない。李華および『旧唐書』の文章に従うべきである。

といい、さらに次のごとく、蕭穎士の没年を論証する。

乾元元年（七五八）四十二歳、李序（李華の「揚州功曹蕭穎士文集序」によると、第五琦^{だいごき}が、諸道租庸使として敏腕をふるっていた時、蕭穎士を部下にした。穎士は、親のひつぎが異郷にあずけたままになつていたので、これを機会に、故郷にもつて帰つて埋葬した。そして、汝南まで来て死んだ。天下の儒林は、彼のために悲しんだという。李華の「蕭穎士を祭る文」は、乾元三年（七六〇）二月十日の日附になつている。ここでも、李華は、穎士が危険を冒してひつぎを故郷にとどけたことを特筆するとともに、旅の途中で身まかつたことを痛嘆している。（『旧唐書』章

述伝の後の附伝にも、「乾元の初めに、揚州府功曹に終る」という。第五琦は、乾元二年十月に失脚して、租庸使ソウユウシでなくなっている。したがって、これらのことは、大たい、つじつまが合う。彼の死は、乾元元年か二年の初めごろのこととなり、(開元五年(七一一)生まれと推定されるので)、その年齢は四十二三歳である。

と。かつて、前引の陸心源や羌亮夫らが『新唐書』本伝の享年をそのまま信じ、今日もなお、「五十二歳」没説が通行する現状を考えるならば、平岡説は傾聴すべき卓説である。ただし、その結論には若干、問題がある。李華の「蕭穎士文集序」の関係部分を引けば、

淮南節度使(一作淮南)連帥(一作淮南)表君為揚州功曹參軍。相国・諸道租庸使第五琦、請君為介。君以先世寄殯嵩條(一作濮)、因之遷祔終事、至汝南(今の河南省)而歿。⁽⁸⁾

とある。まず、①「相国」(宰相)という語に着目すれば、第五琦は乾元二年(七五九)三月乙未(二十九日)、戸部侍郎・同中書門下平章事となり(新旧『唐書』肅宗紀、『資治通鑑』卷二二)、同年十一月庚午(七日)、忠州長史(一作刺史)に左遷(9)されている(同上)。とすれば、蕭穎士の死は乾元二年四月以降となり、平岡説のごとく乾元元年の可能性を想定する必要はないであろう。また蕭穎士が第五琦の幕僚となった時期を乾元元年に繋げる説にも同意しがたい。兪紀東「蕭穎士事迹考」(『中華文史論叢』一九八三年二期)や潘呂棋昌「蕭穎士研究」(文史哲出版社、文史哲学集成、一九八三年)三十頁も、その幕僚就任可能期間を、「相国」の語に着目して乾元二年四月から十月に到る間とする。

他方、②「旧唐書」韋述伝の付伝に、「乾元初、終於揚州功曹」とある。肅宗の乾元年間は、(七五八年)二月から乾元三年(七六〇)閏四月までの、あしかけ三年間であるが、「乾元の初め」といえるのは、同二年までであろう。つまり、①と②の論拠によれば、蕭穎士の乾元二年死亡説が最も有力となる。もちろん、その死の下限は、李華の祭文の「乾元三年二月十日」である。

ところで、兪紀東「蕭穎士事迹考」（前掲）は、蕭穎士の死の下限について、示唆に富む指摘をする。

李華の「祭蕭穎士文」は、乾元三年二月十日に作られた。蕭穎士は汝南（河南省）で没し、李華は乾元年間、江南に隠棲しており、両地はやや遠い。さらに李華は、蕭穎士の息子、蕭存（七三九—八〇〇）らと直接会って後、はじめに祭文を作った。祭文には、「存・実等泣血千里、羈旅相依。聞其一哀、心骨皆断」とある。したがって、蕭穎士は乾元三年に没したことはありえない。

と。充分傾聴に値する説である。

要するに、蕭穎士の死の上限は乾元二年四月、下限は乾元三年二月となり、享年四十三、四歳である。現時点では、兪紀東の述べるごとく、乾元二年没（享年四十三歳）の可能性がきわめて高い。潘呂棋昌『蕭穎士研究』（三十一頁）の巻末に付す「蕭穎士年表」や「前言」には「乾元三年没」とし、やや正確さを欠く。

〔備考〕

呉文治『中国文学史大事年表』(上)（黄山書社、一九八七年）は、「中宗景竜二年戊申（七〇八）生——肅宗乾元二年己亥（七五九）没、享年五十二」とし、孫昌武『唐代古文運動通論』（百花文芸出版社、一九八四年）も同じである（五十八頁）。その論拠は不明であるが、おそらく蕭穎士の没年をまず乾元二年と推定し、そのあとで『新唐書』本伝の享年「五十二」によって生年を逆算したものであろう。その誤りは明白である。

ちなみに、『唐代の詩人—その伝記』に収める「蕭穎士伝」（『新唐書』本伝の訳注。中鉢雅量執筆）には、蕭穎士の生卒年を「七一七——？」とし、「年五十二」に関する問題点の注も欠く。また、平岡説にも言及せず、不親切である。

〔補遺〕

潘呂棋昌『蕭穎士研究』は、総合的な唯一の専著であり、充分参照に値する。巻末には、すでに述べたごとく、「蕭

「蕭穎士年表」を付す。また、前掲の平岡武夫『経書の伝統』第二章第三節にも略年譜を収め、兪紀東の『蕭穎士事迹考』も必読文献である。

注

- (1) 穎を「穎」に作るの誤り。岑仲勉『続貞石証史』蕭李遺文拾の条（『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』第十五本、一九四八年所収。のち『金石論叢』に再録）参照。
- (2) 趙守儼点校『朝野僉載』（中華書局・唐宋史料筆記叢刊、『隋唐嘉話』と合冊、一九七九年）には、卷六に収め、「開元中、蕭穎士方年十九、擢進士」とある。
- (3) 丁如明輯校『開元天宝遺事十種』（上海古籍出版社、一九八五年）所収本では、十七頁。
- (4) 平岡武夫の前掲書には、「孜孜強学業、成冠歲、射策甲科」と句読して、「こつこつと勉強して、成年の歳に、進士に及第し」云々と訳す（一一二頁）。また「成冠の歳」（一一六頁）と読むが、ここでは従わない。兪紀東の前掲論文参照。
- (5) 前掲の『蕭穎士研究』では、進士及第の翌年（開元二十四年、二十歳のときの吏部試で、对策第一であったことを指すとする（十三頁）。しかし、蕭穎士の進士及第の年は、知貢挙が考功員外郎から礼部侍郎へと変わる開元二十四年の前年である。つまり、進士科及第が高等文官の任用試験から資格試験へと変質する以前であり、その説には従いがたい。当時の進士科の試験は、帖経・雜文・策文の三種であり、そのうちの策文が第一位であったわけであろう。これは、開元二十三年の状況が賈至である。こゝとは矛盾しない。三種の試験の総合点で、賈至が第一位であったと考えられる。『唐代の詩人―その伝記』（中鉢雅量執筆）に、「開元二十三年（七三五）、進士に合格し、对策（試験成績）第一であった」（二六〇頁）と訳す傍点部は、誤解を招きやすい。傅璇琮『唐代科挙与文学』（陝西人民出版社、一九八六年）の第七章「進士考試与及第」参照。
- (6) 『全唐文』卷三二二の小伝にも、「年五十二」とする。
- (7) 拙稿『唐代詩人新疑年録（1）殷遙の条（弘前大学人文学部『文経論叢』第二十三卷第三号）参照。
- (8) 李華『寄趙七侍御（驊）』詩（『全唐詩』卷一五三）の割注に、「蕭（穎士）、天宝末、知乱棄官、往江東殯葬先人、逝于江南」とあるのは、誤りであろう。李華の『三賢論』にも「蕭歸葬先人、歿于汝南」とある（『唐文粹』卷三八など）。
- (9) 『旧唐書』卷二二三、第五琦伝には、「乾元二年十月、貶忠州長史」とあるが、従わない。『新唐書』卷六二、宰相表も、『旧唐書』肅宗紀と同じである。郁賢皓『唐刺史考』（叡忠州の条（二四一頁）参照。
- (10) ただし、この記事はやや大まかで、誤りを含む。唐の辞用弱『集異記』（中華書局・古小説叢刊、『博異志』と合冊、一九八〇

年)「蕭穎士」の条には、「蘭陵蕭穎士、揚府功曹、秩滿南遊、行侶共濟瓜洲(江蘇省邢県の南、長江の北岸にある有名な渡し場)。……明年、穎士北帰、止於盱眙邑(邑は県。今の江蘇省盱眙県)長之署」とある。これによれば、揚府功曹参軍の任期が満ち、少なくともその翌年までは生存していたらしい(ただし、『新唐書』文芸伝中には、「至官、信宿去」とする)。潘呂棋昌の「蕭穎士年表」乾元二年(七五九)の条には、「第五琦拜相、請穎士為介、穎士乃取道盱眙北返」とし、「明年」云々を乾元二年の事跡と見なす。『集異記』は、いわゆる小説の一種であり、資料としての信憑性に欠けるが、蕭穎士の揚府功曹参軍就任が至徳元載(七五六)であること(『蕭穎士研究』二七頁以下参照)を考えれば、乾元元年(七五八)当時、あしかけ三年であり、充分「秩滿つ」といえそうである。とすれば、この『集異記』の記事も、蕭穎士が乾元二年までは生存していたことの傍証になるだろう。

(11) 羅聯添「唐宋古文的發展与演變」(同『唐代文学論集』上冊(学海出版社、一九八九年)所収)の注39には、李華の祭文によつて、「穎士之卒応在是年(乾元三年)或稍前、享年応為四十三、四歳」という。

(4) 蕭存(字成性・伯誠)⁽¹⁾

○玄宗開元二十七年己卯(七三九)生——德宗貞元十六年庚辰(八〇〇)没、享年六十二歳。

〔論拠〕

符(符?)載の「尚書比部郎中 蕭府君(存)墓誌銘」(『全唐文』卷六九二)に、

君有草堂、在廬山下紫霄峰。……無幾何、登(廬山の)黄石巖之絶頂、谷風颭、丁毒腑臟、右体麻痺不仁。雖藥

膳充席、岐和(昔の名医岐伯と医和)疊跡、不得施其力焉。春秋六十二。(貞元)十五年冬十月五日遘疾。十六年(八〇〇)

年)冬十月五日、卒於溇陽湓城(江西省九江市)之私第。以是年十一月十二日、權窆於承仙之西岡。

とある。

生年は、享年「六十二」によつて逆算。

〔補遺〕

蕭存は、著名な古文家、蕭穎士の子。韓会（韓愈の兄）・沈既濟・梁肅らと交遊し（『新唐書』卷二〇二、文芸伝中、蕭穎士の付伝）、韓愈の文才を認めたことでも知られる。また、湖州刺史顔真卿のもとで、陸羽らとともに『韻海鏡源』三六〇巻の編纂にも加わる（書物の完成は大暦九年（七七四））。
 錢保塘編『歷代名人生卒録』卷三には、「貞元十五年十月五日卒、年六十二、元載志」とあるが、その卒年は「疾に邁あひ」し日を没時と誤認した軽率な誤りである。

注

(1) 『新唐書』文芸伝中、蕭穎士の付伝や、唐の趙璘『因話録』卷三、商部下には、「字伯誠」とするが、前掲の墓誌銘では「字成性」に作る。潘呂棋昌『蕭穎士研究』（文史哲出版社、一九八三年）七頁には、この異同について、「考符載与（蕭）存同時、且『成性』一字、蓋出『周易』繫辞上伝（成性存存（性を成し）、存すべきを存すの意）一語、故符（載の墓）誌応較二書（『新唐書』と『因話録』）可信」という。符載は、蕭存と同様に一時期、廬山に隠棲している。王仲鏞『唐才子伝校箋』卷五一、符載の条参照。

(2) 『文苑英華』卷九四一にも収めるが、作者名を「元載」に誤る。ちなみに、岑仲勉『讀全唐詩札記』（国立中央研究院 歴史語言研究所集刊）第九本、一九四七年、『唐人行第録』に再録にいう、「按載之姓从卩作符、見載所為『亡妻李氏誌』（関中金石文字存逸考）二、普通文字符・符通用、在姓恐不然也」と。

(5) 孫 逖（字未詳）

○則天武后万歲通天元年丙申（一）万歲登封元年、六九六）生——肅宗上元元年庚子（七六〇）か、翌上元二年辛丑（七六一）没、享年六十五、六歳。

〔生年の論拠〕

（イ）永泰元年（七六五）に成る顔真卿「刑部侍郎・贈右僕射 孫文公（逃）集序」に、

年数歳、即好属文。十五時、相国・⁽¹⁾齊（国）公崔日用、試「土火炉賦」。⁽¹⁾〔孫〕公雅思適麗、援翰立成。齊公駭之、約以忘年之契。

とある（『文苑英華』卷七〇二による。『唐文粹』卷九二、『全唐文』卷三三七、四部叢刊『顏魯公文集』卷十二、黄本驥編訂『顏魯公文集』卷五にも収める）。

（ロ）『旧唐書』卷一九〇中、文苑伝、孫逃の条に、「逃幼而英俊、文思敏速。始年十五、謁雍州長史崔日用。日用小之、令為「土火炉賦」。逃握翰即成、詞理典贍。日用覽之駭然、遂為忘年之交」とあり、『冊府元龜』卷八五〇、総録部、才敏の条や、同書卷九〇〇、総録部、干調の条にも、ほぼ同文が見える。⁽²⁾

（ハ）『新唐書』卷二〇二、文芸伝中、孫逃の条に、「逃幼有文、属思驚敏。年十五、見雍州長史崔日用、令賦土火炉、援筆成篇、理趣不凡。日用駭歎、遂与定交」とある。

孫逃が十五歳のとき、崔日用は「相国」（宰相）在任中⁽¹⁾、もしくは雍州長史在任中⁽²⁾であつたという。崔日用の相国在任期間は、景雲元年（七二〇）七月癸丑（四日）以降、同七月十八、九日に到る、わずか十五日間ほどであつた（『新唐書』卷六一、宰相表上や『資治通鑑』卷二〇九参照。前者は七月己巳（二十日）、後者は七月戊辰（十九日）、やめて雍州長史⁽³⁾になつた、とする）。

他方、崔日用の雍州長史（京兆尹の旧称）在任は、前後二回ある。張榮芳『唐代京兆尹研究』（学生書局、一九八七年）

に収める「唐代京兆尹年表」「唐代京兆尹年表輯考」によれば、(1)景雲元年(七一〇)七月十九日就任(相国を解任された直後に就任し、同年八月には揚州長史に遷る)、(2)先天二年(開元元年、七一三)七月三日就任(同年八月の初めには吏部尚書に遷る)、の二度である。郁賢皓『唐刺史考』(一)京兆府(十一頁)にも、崔日用は景雲元年(七一〇)と先天二年(七一三)の二度、雍州長史であったとする。

景雲元年(七一〇)の場合にのみ、前掲の論拠(イ)と(ロ)の双方(相国・雍州刺史という二つの呼称)の条件を同時に満たすことができる。景雲元年、十五歳であったとすれば、生年は逆算して六九六年(則天武后の万歲通天元年)となる。

〔備考〕

「相国」の語に着目した生年の推定は、すでに潘呂棋昌『蕭穎士研究』(文史哲出版社、一九八三年)第四章「交遊」のうちの「十三、孫逖」の条に見える(五八頁)。他方、『唐才子伝校箋』巻一、孫逖の条(傅璇琮執筆)は、主に「雍州長史」の語に着目している(大意)。

孫逖は開元二年(七二四)、制科に及第し、すぐに山陰(県名、今の浙江省会稽市)の尉を授けられている。崔日用への謁見が第二回めの開元元年であるならば、その翌年、つまり十六歳のときに山陰の尉を授けられたことになり、年齢が若すぎて、不可能であろう。(雍州長史就任の第一回め、景雲元年に謁見したとすれば、(制科に及第した)開元二年、十九歳である。その後ただちに山陰の尉を授けられた。年齢がやや若い嫌いはあるが、それでも唐代の少年の仕官としては可能性がある。これによって逆算すれば、逖の生年は武后の万歲登封元年(六九六)であるはずだ。

と。参考にすべき意見ではあるが、ただやはり、關鍵となる「相国」と「雍州長史」の呼称を同時に満たしうる年は、景雲元年しかないことにこそ、より多く留意すべきであろう。ちなみに、聞一多「唐詩大系」の生年「六九六」も、

同じ論拠にもとづくものであろう。

〔没年の論拠〕

(a) 『旧唐書』文苑伝中、孫逖の条に、「以疾沈痼累年、転太子詹事。上元中卒。広徳二年（七六四）、詔贈尚書右僕射、諡曰文」とある。

(b) 『新唐書』文芸伝中、孫逖の条に、「遂縣廢累年、徙（太子）少詹事。上元中卒」とある。

(a)(b)は、ともに「上元中に卒す」という。上元年間は、閏四月（七六〇）から上元二年九月二十日までの、約一年半である。そして上元二年九月二十一日壬寅の詔勅によって、「今より已後、朕の号は唯だ皇帝とのみ称し、其の年号は但だ元年とのみ称して、上元の号を去」っている（『旧唐書』卷一〇、肅宗紀）。このことは、『新唐書』卷六、肅宗紀(4)や、『資治通鑑』卷二二二などにも見える。したがって、『唐才子伝校箋』卷一、孫逖の条（傅璇琮執筆）に、

按上元為肅宗年号、共三年、公元七六〇——七六二、逖於上元中卒、姑以上元二年（七六一）計算、則享年為六十
六歳。

とある傍点部は、やや正確さを欠く。また潘呂棋昌『蕭穎士研究』（五八頁）にも、

考上元僅有二年、上元三年四月即改元宝応、故「上元中」応指上元二年（七六一）。

という（聞一多『唐詩大系』も「七六一」没とする）。しかし、厳密な意味での上元年間は、すでに述べたごとく、上元元年と同二年しかない。ここでは、その二年間（厳密には約一年半）に没したと考えるべき。

〔補遺〕

孫逖は、開元二十二、三年、知貢举となり、顔真卿・李華・蕭穎士らの、海内の名士を及第させたことで知られる。中島敏夫・斎藤茂『唐詩選』中（学習研究社、中国の古典、一九八五年）は、孫逖の生卒年を「六九六？—七六一」とする

が、むしろ疑問符の位置を没年に移すべきであろう。他方、呉文治『中国文学史大事年表』(上)(黄山書社、一九八七年)は、生年不詳とし、「上元二年卒」とする。しかし、すでに述べたごとく、上元二年に確定しうる論拠は、現在のところ見いだされていない。

ちなみに、『千唐誌齋藏誌』に収める孫簡の「唐故汝州司馬 孫府君(審象)墓誌銘并叙」(一〇八〇番。会昌元年(八四二)作)という、

大父(祖父)府君、諱遼、当開元盛朝、独掲文柄。年纔弱冠、三擅甲科。累遷中書舍人・刑部侍郎。贈尚書右僕射、諡曰文公。

と。

注

- (1) 崔日用が齊国公に封ぜられたのも、景雲元年のことである。『旧唐書』卷九九、崔日用伝に、「及討平韋氏(景雲元年六月のこと)、其夜、令權知雍州長史事。以功授銀青光祿大夫・黃門侍郎、參知機務、封齊国公、食封二百戶」とあり、『新唐書』卷一二二、崔日用伝もほぼ同じ。
- (2) 「始年十五、謁雍州長史崔日用」の句は、全く同じである。
- (3) 『新唐書』宰相表に雍州刺史に作るが、正しくは雍州長史とすべきである。中華書局刊標点本の校勘記(13)参照。玄宗の開元元年、雍州を改めて京兆府にしたとき、雍州長史も京兆尹に改称された。いわば都知事の職にあたる重職。
- (4) 上元二年の「九月壬寅、……去『上元』号、称元年、以十一月為歲首、月以斗所建辰為名」という。
- (5) 顏真卿の「孫文公集序」には、「年未弱冠、三擅甲科」云々に作る。『唐才子伝校箋』には、開元二年(七一四)、十九歳のとき、制挙に及第したためにいう、とする(傅璇琮執筆)。

(6) 趙冬曦 (字仲愛)

○高宗儀鳳二年丁丑(六七七)生——玄宗天宝九載庚寅(七五〇)没、享年七十四歲。

〔論 拠〕

一九八〇年、河南省滎陽県(鄭州市の西)で出土した趙冬曦の墓誌銘⁽¹⁾——墓誌を守る誌蓋には、篆書で「唐故国子祭酒趙君墳(墓穴の意)」と刻まれている——に、

復入為国子祭酒。縦容朝請、樂天知命、泊如也。春秋七十有四。天宝九載(七五〇)二月丁亥(二十八日)、薨背于西京(長安)善和里第。…… 粵天宝十載四月甲申(申の訛)、安厝于浮戲山之南麓。

とある。所掲の文は、『中原文物』一九八六年第四期に収める陳立信「趙冬曦墓誌銘」の釈文(簡体字)に拠る。

〔備考〕

趙冬曦は、張説との唱和詩を多く残す(『全唐詩』卷九八)。従来、その生没年はともに未詳であり、字さえも不詳であった。しかし、この墓誌銘の出土によつて、趙冬曦の事跡は基本的にわかるようになり、『新唐書』卷二〇〇、儒学伝上、趙冬曦の条を補正することができる(前掲の陳立信の論文参照)。いま、墓誌の一部を引いて参考に供する。

曾祖の諱は協、祖(祖父)の諱は宝符、考の諱は不器、皆進士を以て擢つ。文雅の盛んなること、奕世(代々)暉を重ね、以て府君(趙冬曦)に至りて、克く其の美を濟す。清文麗藻、齠年(齒のぬけかわる幼時)より発し、洪筆(すぐれた文章を作ること)の大名、弱冠(二十歳ごろ)に振ふ。

ちなみに、近年(一九八九年八月)刊行された王仲鏞『唐詩紀事校箋』(巴蜀書社)の劳作にも、この墓誌銘への言及はない(卷十七、趙冬曦の条)。

〔補遺〕

『太平広記』卷一四九、定数四、麴思明（きくしめい）の条に引く唐代の志怪小説集『会昌解頤（かいしやく）』（撰者未詳（4））には、趙冬曦が豫章（洪州、今の江西省南昌市）に鎮する江南（西道）觀察使となつて二年後、病死したとするが、もちろん、これは誤りである。趙冬曦の最終官が国子祭酒であることは、前掲の墓誌銘や『新唐書』儒学伝上の本伝参照。ちなみに、後者には「（趙）冬曦俄遷中書舍人内供奉、以国子祭酒卒」とある。また、趙冬曦が江南觀察使となつたことは墓誌銘や『新唐書』本伝などに見えず、資料としての信憑性を欠く。

注

- (1) 撰者未詳。墓誌銘の正式な題も不詳。少なくとも陳立信の論文に収める墓誌銘の釈文には見えない。なお、同論文には、誌蓋の主な部分と墓誌の一部の、拓本の写真を掲載する。
- (2) ハクジョ。心静かに無欲なさま。
- (3) 皇城の南に隣接する坊名（朱雀街の西）。清の徐松『唐兩京城坊考』に「光祿坊」とする場所に相当する。ちなみに、光祿坊が善和坊の誤りであることは、拙稿『和漢朗詠集』所収唐詩注釈補訂（二）（『中国詩文論叢』第八集、一九八九年）の注20参照。また黄永年「述《類編長安志》」（『中国古都研究』第一輯、一九八五年）も参照。ちなみに、武伯倫『古城集』（三秦出版社、一九八七年）に収める「古城拾零」（錦行里・善和里考）には、会昌五年（八四一）に成る「重修大象寺碑」（『金石萃編』卷一一三所収）中の「東市善和坊」の語にもとづいて、善和坊（里）は東市の一つの坊名とする。しかし、同書に引く善和坊の用例や、この趙冬曦墓誌などによれば、彼らはみな東市の住人であつたと考えにくく、従いがたい。
- (4) 平岡武夫『唐代の曆』によれば、天宝十載四月には甲申の日がない。四月に近い甲申の日は、三月一日と五月二日である。
- (5) 一に包摂著とする。本書はまた『会昌解頤録』ともいう。会昌年間（八四一—八四六）の成立か。

(7) 李華（字遐叔（かしてく））

○生年未詳（玄宗開元三、四年（七一五（乙卯）、七一六（丙申）前後か）？——代宗大曆九年甲寅（七七四）ごろ没、享年未詳（約六十歳前後か）？

〔没年の論拠〕

陳鉄民「李華事迹考」（『文獻』一九九〇年四期所収）には、李華最晩年の作品の作成年代を、ほぼ次のごとく考証する（二部、引用者の補記を含む）。

(1) 「与弟莒書」⁽¹⁾（『文苑英華』卷六八七、『全唐文』卷三一五）に、「汝憂吾疾、令吾將息、一一用汝語、念汝知之。且作判官、事中丞叔父、小心戒慎、不離使司」云々とある。「中丞の叔父」とは李栖筠をいう。『旧唐書』卷十一、代宗紀、大曆三年の条に、「二月己卯（四日）、以常州刺史李栖筠為蘇州刺史、兼御史中丞・浙西團練觀察使」とあり、同書同卷、大曆六年八月の条に、「丙午（丙子（二十三日）？）⁽²⁾、以蘇州刺史・浙江（浙西？）觀察使李栖筠為御史大夫」とある。「判官と作り、中丞の叔父に事ふ^{つか}」とは、この時、李莒が、浙西團練觀察使兼御史中丞李栖筠の判官に任ぜられていたことを指す。したがって、本文は大曆三年（七六八）二月以後、大曆六年（七七二）八月以前に作られたはずである。

(2) 「太子少師崔公（瓊）墓誌銘」⁽³⁾（『文苑英華』卷九四〇）に、「大曆四年、龜筮從吉、嗣子（崔）円、尚書右僕射・趙国公、哀奉先少師夫人之裳帷、合祔於河南北邙山某原、礼也」とあり、同「唐贈太子少師崔公神道碑」（『全唐文』卷三一八）にも、「（崔）円」転尚書右僕射。（大曆）四年某月日、龜筮叶吉、奉少師榮陽夫人之喪、合祔於東京（洛陽）河南邙山之某原、礼也」とある（『文苑英華』卷九〇〇）。崔円の尚書右僕射就任は、永泰二年（大曆元年）六月であり（嚴耕望『唐僕尚丞郎表』（一）参照）、後者の「四年」が大曆四年であることは明らかである（この部分、引用者の補記）。墓誌銘・神道碑は、ともに大曆四年に作られたはずである。⁽⁵⁾

(3) 「送張十五〔子容〕往吳中序」(『全唐文』卷三一五、『文苑英華』卷七二〇)に、「邯鄲(卽趙郡)遐叔(李華の字)、風病目疾。……南陽張士容、引帽授策、晨告余行曰、『雖耕楚田、而無糶費。相里杭州・刑部郎李君、以道教我、以文博我、將求飡粥(センシユク、かゆ)於二賢、可乎?』云々とある。相里杭州とは(蕭穎士の弟子である)杭州刺史の相里造(相里は複姓)を指す。その杭州刺史就任は、大曆七年(七七二)以前である(郁賢皓『唐刺史考』卷一四二)。したがって、本文の作成年代も大曆七年以前となる(ただし、その杭州刺史就任は大曆六年以前と考えられる。羅聯添「独狐及年譜」五六頁(同『唐代詩文六家年譜』注(5))参照。したがって作成年代も大曆六年以前となる)。

(4) 「寿州(今の安徽省寿县)刺史厅壁記」(『全唐文』卷三一六)に、「某年、以兼侍御史・揚州司馬独狐問俗為寿州刺史。……公(独狐問俗)理州三年、遷御史中丞、鎮江夏。工部侍郎・楚州張緯之、代公為州牧(刺史)、某部郎中韋延安、代張(緯之)典此州、僉有政聞」とある(『文苑英華』卷八〇二)。郁賢皓『唐刺史考』卷一三〇によれば、独狐問俗・張緯之・韋延安の寿州刺史在任期間は、それぞれ、(約)大曆元年から三年、(約大曆)四年から六年、(約大曆)七年から八年である。

(5) 「与外孫崔氏二孩書」(『唐文粹』卷九〇、『全唐文』卷三二五)に、「吾出身入仕、行四十年、晚有汝母、已養汝二人矣」云々とある。李華は開元二十三年(七三五)、進士科に及第して任官し、大曆九年に至る期間が「四十年」である(開元二十三年も数える)。文中に「行、四十年にならんとす」といえば、大曆六年から大曆八年の間に作られたはずである。以上の陳鉄民の説は、おおむね穩当であり、充分説得力をもつ。つまり、李華は大曆七、八年以後の没、と推定できよう(『全唐文』卷四三七、李勉「廚院新池記」の題下には、「謹按、是篇一作李華」という原注がある。その作品には「大曆五年、歲号上章闢茂、八月一日記」とあって興味深い)。

他方、梁肅の「為常州独狐使君(及)祭李員外(華)文」(『唐文粹』卷三三下)に、

維大曆九年五月日、朝散大夫・守常州刺史・賜紫金魚袋 独孤某〔及〕、謹以清酌之奠、祭于故〔檢校〕尚書吏部〔員外〕郎・趙郡〔今の河北省〕李遐叔〔華〕三兄之靈。

とある。これによれば、李華の没年の下限は大曆九年五月である。祭文は通常、死後ほどなく作られることからすれば、李華は大曆九年没の可能性がきわめて高い。しかし、種々の事情から、その作成がやや遅れることもあり、即断することはできない。陳鉄民「李華事迹考」や俞紀東「李華和他的《弔古戰場文》」（『唐代文学論叢』総五輯、一九八四年）は、大曆九年に卒した、と断定するが、大曆八年末の可能性も全くないわけではない。結局のところ、現時点では、李華はほぼ大曆九年の没、と考えておくべきであろう。

〔備考〕

李華の没年は、かつて大曆元年丙午（七六六）と考えられた（聞一多「唐詩大系」など。後述）。これはおそらく、『新唐書』卷二〇三、文芸伝下、李華の条の、「大曆初卒」にもとづくものである。宋の志磐『仏祖統紀』卷十、荆溪旁出家家の李華伝にも、「大曆初、卒於家」とある。⁽⁹⁾しかし、前掲の論拠①②③④⑤と祭文によれば、明らかに誤りである。

ところで、『新唐書』本伝の「大曆の初め、卒す」は、じつは梁肅の祭文の文字の異同とも関連するようである。⁽¹⁰⁾祭文中の「大曆九年五月日」の「九年」は、『文苑英華』卷九八二や『全唐文』卷五二二には「元年」に作る。しかし、「元年」が「九年」の誤りであることは、神田喜一郎『梁肅年譜』（『東方学会創立二十五周年記念 東方学論集』一九七二年刊）、のち『神田喜一郎全集』Ⅱ（同朋舎出版）に再録）大曆四年の条にいう、

第一に大曆元年は永泰二年の十一月にはじめて改元されて大曆となつたので、大曆元年に五月はあり得ない。第二にこの文章に見える独孤某といふのは独孤及のことであり、李遐叔といふのは李華の字であるが、独孤及が常州

に來任したのは大曆九年(七七四)三月のことで、大曆元年に常州刺史であつた筈はない。第三に大曆元年といへば公(梁肅を指す)は十四歳の少年であつた筈で、いかに早熟の天才でも独孤及に代つてかかる文章を作るとは到底考へられない。以上の理由によつて、この文章の冒頭に「大曆元年」とあるのは何かの間違ひに相違なく、そのまま信用することはできないと思ふ。ところがこの文章は別に『唐文粹』卷三十三にも採録されてゐて、『四部叢刊』所収の明の嘉靖刊本を見ると、「大曆元年」が「大曆九年」になつてゐる。これならまつたく障礙はない。

云々と。傾聴すべき説である。潘呂棋昌『蕭穎士研究』(文史哲出版社、文史哲學集成、一九八三年)第四章、李華の条にも、前掲の論拠(2)、および、独孤及の常州刺史着任が大曆九年であること、『唐文粹』に「大曆九年」に作ることに、の三点を論拠に、「元」「九」は字形酷だ^{はなは}似る。『英華』『全(唐)文』は胥^{みな}此れに困りて誤りを致^{まね}くと指摘する。

〔生年の論拠考〕

聞一多「唐詩大系」には、生年を「七一五(玄宗開元三年乙卯)?」とする。その論拠は未詳であるが、李華が開元二十三年(七三五)、進士に及第していること(独孤及「唐司封員外郎李華中集序」〔『唐文粹』卷九二〕や「登科記考」卷八など)を考へるならば、進士及第の年齢を二十歳前後のことと考へての、きわめて大まかな憶測ではなからうか。したがつて、吳文治『中国文学史大事年表』(上)(黄山書社、一九八七年)に「七一五—七六六、享年五十二」と断定するのは理解しがたい(七六六は七七四?の誤り。享年五十二も誤る。これは聞一多「唐詩大系」の「七一五?—七六六」の疑問符をとり除いたもの)。

ところで、潘呂棋昌『蕭穎士研究』第四章「一、李華」の条には、「生年無考」としながらも、五代の王定保『唐摭言』卷一、両監の条の、

李華員外「寄趙七侍御〔驪〕詩」(『全唐詩』卷一五三)、略曰、「昔日蕭〔穎士〕邵〔軫〕友、四人纔成童」(原注……

華与趙侍御驊・蕭十功曹穎士・故邵十六司倉軫、未冠遊太学、皆苦貧共敝。五（四の訛）人登科、相次（十）典校。邵（軫）後二年擢第、以冤横貶、卒南中。

を引いて、「蕭穎士と李華の年齢は近い。蕭穎士は開元五年（七一七）の生まれ（本稿(3)蕭穎士の条参照）であり、李華は大曆九年（七七四）に没したはずである（前引の梁肅の祭文を論拠とする）。李華の享年は約六十歳に近い」とする（以上、要約）。

他方、陳鉄民「李華事跡考」も、(a)前掲の「四人纒成童」、(b)李華「三賢論」（『全唐文』卷三一七、「文苑英華」卷七四四、「唐文粹」卷三八）の「余兄事元魯山（德秀）而友劉（迅）・蕭（穎士）二功曹」の語によって、李華の年齢は蕭穎士と近い、と推測する。そして(b)の論拠については、

元魯山とは魯山の令元德秀をいう。彼は西曆六九五（五は六の誤り）年（本稿(2)元德秀の条参照）に生まれた。蕭功曹とは揚州功曹參軍蕭穎士のことであり、彼は七〇七年（説は『文史』に発表予定の『蕭穎士系年考証』に詳しい）生まれである。李華の年齢は蕭穎士と近いのであろう。それで元德秀に兄事して蕭穎士を友としたのだ。

と説明する。蕭穎士の生年は七一七年と考えられ（本稿(3)蕭穎士の条参照）、七〇七は誤植の可能性が高い（そうでない場合は、その論文を見た段階で、その論拠の妥当性を検討して発表したい）。

潘呂棋昌・陳鉄民の説を踏まえて、仮りに大曆九年、五十九歳没とすれば、李華の生年は（蕭穎士の生年「開元五年」に近い）開成四年（七一六）ごろとなり、聞一多の「七一五？」説とも接近して興味深い。しかし、その論拠は必ずしも明確ではなく、現時点ではやはり、参考程度にとどめおくべきであろう。

〔補遺〕

岑仲勉「唐集質疑」（『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』第九本、一九四七年所収。のち『唐人行第録』に再録）の「中唐

四李観」の条には、

〔李〕華約卒大曆九年、見今年《中央日報》黃天朋「李華生卒考」⁽¹⁵⁾。

というが、その論考は筆者未見。李華は、周知のごとく、蕭穎士とともに「蕭李」と並称された著名な古文家。詩の方では「春行寄興」の名作（『唐詩選』所収）で知られる。高木正一『唐詩選』四（朝日新聞社、中国古典選28〔文庫本〕、一九七八年）や佐藤保・中島敏夫『唐詩選』下（学習研究社、中国の古典29、一九八六年）などは、聞一多の「七一五？―七六六」に拠り、その没年の誤りに全く気づかない。今日もなお、聞説の誤りが往々に通行するので注意を要する。

ちなみに、陳鉄民「李華事迹考」は、最初の本格的な伝記論として必読文献である。

注

- (1) 『李遐叔文集』（文淵閣四庫全書本）は巻一に収める。
- (2) 清の岑建功輯『旧唐書校勘記』巻五にいう、「沈本、浙江作浙西、是也。張氏宗泰云、八月甲寅朔、無丙午。拋下有丁丑、此当作丙子」と。
- (3) 『李遐叔文集』巻三や『全唐文』巻九四〇にも収める。崔景暉は肅宗時の宰相崔円の父。開元三年、四十歳没（李華「唐贈太子少師崔公神道碑」）。
- (4) 崔円は大曆三年に没したともされるが、その問題については、潘呂棋昌『蕭穎士研究』六〇頁や、陳鉄民「李華事迹考」注⑧参照。
- (5) 羅聯添「独孤及考証」（『大陸雜誌』第四八卷第三期、一九七四年、のち「独孤及年譜」として『唐代詩文六家年譜』（学海出版社、一九八六年）に再録）大曆四年の条や、潘呂棋昌『蕭穎士研究』李華の条（四十頁）参照。劉三富「李華の思想と文学」（九州大学『中国文学論集』第四号、一九七四年）も、この墓誌銘によつて、「李華の歿年は少なくとも代宗の大曆四年（七六九）以後のことであると考えられる」とする。
- (6) 『李遐叔文集』巻一。
- (7) 『李遐叔文集』巻三。ただし、『文苑英華』とともに、「斤壁記」の斤字を欠く。

- (8) 『李遐叔文集』 卷一。
- (9) 『全唐詩』 卷三二四、『全唐文』 卷一五三の李華小伝も、ともに大曆の初め没すとす。
- (10) 前掲の『蕭穎士研究』にも、『新(唐書本) 伝』 謂(李) 華大曆「初」 卒、或係拠此(「大曆元年」に誤る梁肅の祭文) 而言とする。
- (11) 「梁肅年譜」は引き続いて、「諸書に李華が大曆の初をもつて没してゐるがごとく記してゐるのは誤である」と注する。
- (12) 『中国大百科全書』 中国文学Ⅰの李華の条(錢伯城執筆)には、生卒を「七二五—七七四」とする。しかし、より厳密にいえば、生年を七一五年に確定する資料はまだ見出せず、七七四の没年にも疑問符をつけるべきであろう。羅聯添論唐代古文運動(同『唐代文学論集』(学生書局、一九八九年) 上冊所収)には「約七四四年卒」とする(十七頁)。このほうが妥当である。
- (13) 「成童」とは、十五歳以上をいう(『礼記』内則篇の鄭注)。ちなみに『蕭穎士研究』(四五頁)には、本詩(『唐文粹』 卷十五下にも所収)を大曆六年(七七二)の作か、という。これは、詩中の「天波洗其瑕、朱衣備朝容。一、別凡十年、豈期復相従」の傍点部を、李華が上元年間(七六〇—七六一)、詔を受けて左補闕を授けられ、尚書司封員外郎を加えられた時点以後の期間を指す、と考えたためである。他方、陳鉄民「李華事迹考」では、詩序の地名に着目して、広徳二年(七六四)から翌年(永泰元年)にかけて、洪州(江西省南昌市)での作、とする。
- (14) 李華・蕭穎士・趙驊はみな開元二十三年、邵軫は開元二十五年に進士に及第している(『登科記考』 卷八)。王仲鏞『唐詩紀事校箋』(巴蜀書社、一九八九年) 卷二一、李華の条参照。
- (15) 羅聯添編・王国良補『増訂再版』 唐代文学論著集目(学生書局、一九八四年) 五九頁には、「李華生卒考(一)(二)、黄天朋、中央文史28・29、民国26・6」を著録するが、著者未見。

(8) 呂 温⁽¹⁾
(字化光・和叔)

○代宗大曆七年壬子(七七二) 生——憲宗元和六年辛卯(八一二) 没、享年四十歳。

〔論 拠〕

(イ) 呂温の親友、柳宗元の永州司馬在任中の作「唐故衡州刺史 東平〔郡望、今の山東省〕 呂君〔温〕 誄」⁽²⁾（吳文治らによる校本『柳宗元集』⁽³⁾ 卷九）に、「維唐元和六年八月日、衡州〔今の湖南省衡州市〕 刺史 東平呂君卒。爰用十月二十四日、藁葬〔仮埋葬する〕 于江陵〔今の湖北省江陵县〕 之野」とある（『全唐文』 卷五九二、『唐文粹』 卷六九、『文苑英華』 卷八四三）。

(ロ) 柳宗元の元和八年（八一三）、永州司馬在任中の作「呂侍御恭〔呂恭は呂温の弟〕 墓誌」⁽⁴⁾（『柳宗元集』 卷一〇）に、「不幸、〔呂〕 温刺衡州、年四十卒」とある（『全唐文』 卷五八九、『文苑英華』 卷九五七）。

(ハ) 柳宗元の「祭呂敬叔〔敬叔は呂恭の字〕 文」⁽⁵⁾（『柳宗元集』 卷四〇）に、「惟子之兄〔呂温を指す〕、志同義比、官刺一州、四十而死」とある（ロ）と同年の作。『全唐文』 卷五九三）。

(ニ) 劉禹錫は、呂温の死後十年、子の呂安衡の依頼を受けて遺稿を編纂した。その作品集の序「唐故衡州刺史 呂君集紀」⁽⁶⁾（上海古籍出版社刊『劉禹錫集箋註』 卷十九）に、「改衡州。年四十而没」とある（四部叢刊『劉夢得文集』 卷二三、『唐文粹』 卷九二、『全唐文』 卷六〇五、『文苑英華』 卷七〇五、長慶元年〔八二二〕、洛陽での作）。

(ホ) 『新唐書』 卷一六〇、呂渭（呂温の父）伝の附伝に、「卒、年四十」とある。

生年は、(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)の享年「四十」⁽⁷⁾によって逆算。

〔備考〕 (1)

呂温「偶然作」（『全唐詩』 卷三七一、清の秦恩復〔顧千里担当〕校刊『呂衡州文集』 卷二）に、「悽悽復汲汲、忽覺年四十」とある。本詩は、呂温の没する元和六年の作であろう。

柳宗元にはまた、「祭呂衡州温文」（『柳宗元集』 卷四〇）があり、「維元和六年、歲次辛卯、九月癸巳朔某日」の日づけをもつ。この祭文も、呂温が元和六年に没した傍証になる。

また、柳宗元の「唐故衡州刺史 東平呂君誄」（前掲）には、呂温の死亡日にかかわる注目すべき記述がある。

〔呂〕君之卒、二州〔道州・衡州〕之人哭者逾月。湖南人重社飲酒。是月上戊、不酒去樂、会哭于神所而帰。

宋の韓醇は、「是の月の上戊」に対して、「〔元和〕六年八月八日戊子社」と注する。章士釗『柳文指要』（中華書局、一九七二年）巻九は、この注をうけ、「元和六年八月八日戊子社、為是月上旬相遇之戊」という。これによれば、湖南の人々は元和六年八月八日の社日（土地神に収穫を感謝する秋社）、呂温の死を悼んで酒を飲まず、音楽を奏でなかったという。この指摘と前掲の論拠(1)の「元和六年八月日」没の記事とを参照すれば、呂温の死は、八月一日以降、八日以前の八日間限定されることになる。羅聯添『柳宗元事蹟繫年暨資料類編』（国立編訳館中華叢書編審委員会、一九八一年）に、「案『是月上戊』為八月戊子（八日）。呂温卒当在八月八日以前」というのも、韓醇の注を踏まえた発言である。

しかし、元和六年八月最初の戊の日（上戊）は、平岡武夫『唐代の暦』や方詩銘・方小芬『中国史暦日和中西暦日对照表』などによれば、八日ではなくて「六日」である。とすれば、呂温の死は八月一日以降、六日以前となろう。ただ若干、問題が残る。韓淳の注にいう「戊子」とは、八月二十六日、立秋後、五番めの戊の日にあたる。『通典』巻四五、社稷には、唐代、「仲春・仲秋二時戊日祭太社・太稷」との美しい、詳細な記事を欠く。しかし、唐の玄宗勅撰『唐月令注』（清の郝泮林輯）には、「元日を拊びて民に命じて社せしむ」とある。「元吉日」に対して、「春分（秋分）に近き前後の戊の日を謂ふ」とし、唐末・五代の韓鄂『歲華紀麗』社日・八月の条にも、同じ記述が見える。元和六年の秋分は八月二十六日である（『唐代の暦』）。したがって、それに「近き前後の戊の日」とは、二十六日戊子となる。つまり、八月二十六日は秋分・社日の双方をかねた節日である。他方、唐の王駕（張演一作）『社日』に対する説心和尚『三體詩素隱抄』の注に、「立春ノ後、五番メノ戊ノ日、立秋ノ後、五番メノ戊ノ日ヲ社日ト云ソ」とあり、月舟寿桂編『三體詩幻雲抄』に引く桃源瑞仙の注も同じである。この説によっても、八月二十六日は、すでに述べたごとく、立秋後五

番めの戊の日にあたる。かくて前引の「上戊」は、「下戊」の誤りとも考えられよう。下戊の誤りとすれば、呂温の死は八月一日以降、二十六日以前となる。

〔備考〕(2)

『旧唐書』卷一三七、呂渭の附伝に、「(元和)五年、転衡州。秩滿帰京、不得意、発疾卒」とある。これによれば、呂温は衡州刺史の任期をつとめあげ、都長安で不遇のうちに病死したことになる。しかし、呂温は衡州刺史在任約一年あまりで、衡州(今の湖南省衡州市)の官舎で病死した、と考えられる。『旧唐書』附伝「秩滿ちて京に帰る」の語は誤りである。岑仲勉『唐史余瀋』卷三、「呂温刺道衡二州」の条や、劉徳重「呂温生平事迹考弁」(『文史』二七輯、一九八六年)の「二、生卒年及卒地」参照。

ちなみに、元和六年(一没年)の春に作った呂温の「衡州早春二首」(『全唐詩』卷三七二、「呂衡州文集」卷二)其二に、「病肺不飲酒、傷心不看花」とあり、当時すでに肺病(喘息の類)に犯されていたことがわかる。

〔補遺〕

柳宗元・元稹・竇鞏・劉禹錫らは、呂温を追悼する挽歌を残す。呂温の生年(七七二)は、白居易・劉禹錫・李紳らのそれと同じであり、梁肅に従って文章を学んだという。近藤春雄『中国学芸大事典』(大修館書店、一九七八年)、呂温の条に「生没年未詳」とするのは不可解。また中国社会科学院文学研究所編『唐詩選』上(人民文学出版社、一九七八年)に、生年を「七七二」とするのは「七七二」の誤植であろう。

劉徳重の前掲論文「呂温生平事迹考弁」は、必読文献である(『唐才子伝校箋』卷五、呂温の条も、劉徳重の執筆)。このほか、小川昭一「呂温について」(同『全唐詩雜記』(彙文堂書店、一九六九年)所収)や侯百管「呂温伝略」(『山西師院学報(社会科学)』一九八四年三期(総第四四期))などがある。

注

- (1) 岑仲勉『唐史余瀋』卷二、「德宗朝兩呂溫陷蕃」によれば、同時期に同姓同名の年長者、呂溫がいたという。
- (2) 章士釗『柳文指要』巻九にいう、「本篇不云墓碑而曰誄者、以化光歿後藁葬、無碑可紀、又化光官居三品、不便於私人為立碑、因易而号為誄云」とある。
- (3) 北京図書館所蔵の海源閣楊氏旧蔵宋刻百家注本を底本とした校本。中華書局、一九七九年刊。
- (4) 卞孝萱『劉禹錫年譜』（中華書局、一九六三年）に、「六月、呂溫卒、年四十歲」とするが、六月は八月の誤り（五七頁）。
- (5) 紀は序と同意。劉禹錫の父の諱「緒」（一作淑）と音通する「序」の字を避けたもの。
- (6) 卞孝萱『劉禹錫年譜』や、高志忠『劉禹錫詩文系年』（広西人民出版社、一九八八年）参照。
- (7) 『唐詩紀事』巻四三、呂溫の条にも、「改衡州。年四十而歿」とある。また、柳宗元『祭呂衡州温文』（前掲）に、「而官止刺一州、年不逾四十。佐王之志、没而不立」とあるが、傍点部の意味は、四十一歳以上まで生きなかつたことをいうだろう。柳宗元『祭呂敬叔文』中の孫汝聰の注に、「元和六年八月、温卒於衡州、年四十有一」とあるが、「四十有一」は誤りであろう。
- (8) 呂溫が衡州刺史として衡州に着任したのは、元和五年七月のことである。呂溫の「衡州謝上表」（『呂衡州文集』巻五）参照。つまり、呂溫が衡州の春を体験したのは、元和六年のみである。
- (9) 柳宗元『同劉二十八（禹錫）哭呂衡州、兼寄江陵李（景儉）・元（稹）二侍御』元稹『哭呂衡州六首』、竇羣『哭呂衡州八郎中』、劉禹錫『哭呂衡州、時予方謫居』など。

(9) 呂 渭（字君載）

○玄宗開元二十三年乙亥（七三五）生——德宗貞元十六年庚辰（八〇〇）没、享年六十六歳。

〔論 拠〕

- (1) 『旧唐書』巻十三、德宗紀下、貞元十六年の条に、「秋七月、湖南觀察使呂渭卒」とある。

(2) 『旧唐書』卷一三七、呂渭伝に、

遂出潭州刺史、兼御史中丞・湖南都団練觀察使。在任三歲、政甚煩碎。貞元十六年卒。年六十六。
とある。

(3) 呂渭の子の呂温作「唐故湖南団練觀察処置等使・通議大夫・使持節都督潭州諸軍事・守潭州刺史・中丞・賜紫金魚袋・贈陝州大都督・東平（今の山東省・郡望）呂府君（温）夫人、河東郡君 柳氏墓誌銘并序」（清の秦恩復（顧千里担当）校『呂衡州文集』卷七）に、「貞元十六年六月庚寅（二十三日）、前先公（呂温）七日、棄養于潭州官舍」とある。これによれば、呂温の死は、妻の柳氏に後れること七日、元和六年の曆（六月は二十九日で終る小の月）に照らせば、七月一日没となり、前掲の論拠(1)の「七月」没とも符合する。

生年は、(2)の享年「六十六」によつて逆算。

〔補 遺〕

呂渭（渭を謂に作るのは誤り）は、呂温や呂恭の父。ちなみに、論拠(3)は『全唐文』に未収、陸心源の『唐文拾遺』巻二七に収める。

(10) 呂 恭（字敬叔^{一字(1)}宗礼）

○代宗大曆十二年丁巳（七七七）生——憲宗元和八年癸巳（八一三）没、享年三十七歳。

〔論 拠〕

柳宗元「呂侍御恭墓誌」(吳文治ら校『柳宗元集』卷一〇)に、

元和八年(八一三)去桂州、相国・(礼部)尚書鄭公(綱)遮留、仮嶺南道節度判官。至広州、病痰瘧加瘧、六月二十八日卒。……〔呂〕恭未及理人、年三十七又卒。

とある(『全唐文』卷五八九)。

生年は、享年「三十七」によつて逆算。

〔備考〕

呂恭は、呂渭の子、呂温の弟(ただし、母親は異なり、呂温のほうが庶出)。前掲の墓誌は、『文苑英華』卷九五七には「嶺南節度判官呂公(恭)墓誌銘」と題し、享年の部分で「年四三集作是十七又卒」に作る。いま、南宋の周必大・彭叔夏らの手に成るその校注「『集』に《三》に作る。是なり」に従う。

注

- (1) 柳宗元「呂侍御墓誌」に「恭字敬叔、他名曰宗礼、或以為字」とある。『新唐書』卷一六〇、呂渭伝の付伝に、「字恭叔」とするの誤り。劉徳重「呂温生平事迹考弁」(『文史』第二七輯、一九八六年)参照。
- (2) 痰瘧(マラリアの類、熱病)を病みて瘧(下痢)を加う、の意。

(1) 梁 肅 (字寛中、一字敬之⁽¹⁾)

○玄宗天宝十二載癸巳(七五三)生——徳宗貞元九年癸酉(七九三)没、享年四十一歳。

〔論 拠〕

①唐の崔元翰さいげんかん「右補闕・翰林学士 梁君〔肅〕墓誌」(『文苑英華』卷九四四、『全唐文』卷五二二)に、

〔貞元〕九年、冬十有一月、旬有六日〔十六日〕、寢疾於〔都長安〕万年〔県〕之永樂里。享年四十有一。……十年春正月二十八日、葬於京師〔長安〕之南小趙村之原。

云々とある。

②李翱りこうの「感知己賦」⁽³⁾序(『李文〔公集〕』卷一、『全唐文』卷六三四)に、「貞元九年(七九三)、〔李〕翱始就州府之貢舉人事。其九月、執文章一通、謁於右補闕・安定〔今の甘肅省〕梁君〔肅〕。……十一月、梁君遵疾而歿」とある(『唐摭言』

卷七、知己にも引く)。

③『新唐書』卷二〇二、文苑伝中、梁肅の条に、「卒、年四十一」とある。

生年は享年「四十一」⁽⁴⁾によって逆算。

〔備考〕(1)

梁肅の「過旧園賦」⁽⁵⁾序(『全唐文』卷五一七、『御定歴代賦彙』卷八四)の冒頭には、自ら「余行年十八、歲当上元辛丑」という。上元辛丑(上元二年、七六一年)、十八歳であるとすれば、その生年は逆算して天宝三載(七四四)甲申となり、前掲の天宝十二載(七五三)とは九年もくい違ふことになる。この問題点について、岑仲勉は「唐集質疑」(『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』第九本、一九四七年刊所収。のち『唐人行第録』に再録)のなかの「過旧園賦」の条にいう(要旨)、

同じ賦中の「昔予生之三歳、值勅虜之衝奔、徒穹廬於華泉、蒙郊廟於氛昏、皇遊蜀川、帝出朔原」は、天宝十四載(七五五)の事件——安祿山の乱を指す。天宝十四載、三歳であれば、その生年は天宝十二載となり、墓誌①

のそれと一致する。賦序の「十八」は、じつは「《九》」字の破体にして、一字なるに、誤り^{わか}析ちて^{よた}両つと為すなり。

と。他方、神田喜一郎「梁肅年譜」(『東方学会創立二十五周年記念 東方学論集』(一九七二年)所収。のち同朋舎出版刊)「神田喜一郎全集」IIに再録)一歳の条にも、岑仲勉の説とほぼ同じ指摘をする。

不審に思はれるのは、「過旧園賦」の序の冒頭に公みづから「余行年十八、歲当上元辛丑」と述べてゐることである。上元辛丑は同二年(七六一)にあたる。もしこの年に行年十八であつたとするならば、それから逆算すると、公の生年はどうしても天宝三載(七四四)としなければならぬ。ところがまた「過旧園賦」には「昔予生之三歲、値勅虜之衝奔、徙穹廬(盧)於華嶽、蒙郊廟於氛昏、皇遊蜀川、帝出朔原」の句がある。これは文意から察して天宝十四載(七五五)、安祿山が反乱をおこして(十二月)洛陽を陥れ、ついで翌十五載(七五六)六月進んで長安に迫るに及んで、玄宗が蜀に奔り、肅宗が靈武に逃れたことを述べてゐるものであることは確かで、天宝十四載に生れて三歳であつたといへば、天宝十二載の生れといふことになる。それならば「墓誌」に拠つて逆算したところと完全に一致する。「過旧園賦」にある「行年十八」の文字には誤があるものと思ふ。

と。岑仲勉・神田喜一郎の両説は、充分傾聴に値する。

ところで、本来、「行年九」とあるべき文字が「行年十八」に誤つた原因について、岑仲勉はすでに述べたごとく、「《九》」字の破体にして、一字なるに、誤り^{わか}析ちて^{よた}両つと為す」と説明している。劉三富「梁肅の思想と文学」(九州大学「文学研究」七六号、一九七九年)も岑説にしたがひ、

「余行年十八」の「十八」の二字は、「九」というのが本来の字で、恐らくは伝写の過程で「十八」に誤つたものと考えられる。

という（甘肅人民出版社、一九八二年刊『甘肅古代作家』所収の梁肅の条（顏廷亮執筆）も岑説に従つて「余行年九歳」に校改する）。他方、神田喜一郎「梁肅年譜」九歳の条には、次のごとくいう、

宋初に出た天台の名僧孤山智円が著した『維摩經略疏垂裕記』（大正蔵第三）⁽⁶⁾を讀んでみると、その卷一の冒頭に

梁肅の伝を載せ、そこに「過旧園賦」を引き、「余年八歳、当上元辛丑」とあるではないか。「余行年十八」とある

。「十」の字は誤つて衍したものであることを知つた。これで計算すると天宝十三載の生れとなるが、その八歳といふのは、おそらく数へ方が違つたのであらう。

と。筆者の見た中華書局刊（一九八二年再版）『文苑英華』卷一三〇に収める「過旧園賦」序には、「余行年八十、歲当上元辛丑」に作る（この部分は明版。『文苑英華』を重要な資料源とする『全唐文』が「行年十八」に作るのとは、おそらく『文苑英華』の影宋鈔本に拠つたものであらう。『全唐文』の凡例参照）。この点を考えるならば、「十八」「八十」は、いずれも岑仲勉の説のごとく「九」字の破体による誤りであらう。『維摩經略疏垂裕記』の「余年八歳」は、梁肅の生年をほぼ知る著者智円が『梁肅集』の文字の誤りに気づき、「十八」または「八十」の「十」を衍字と見なして校改した結果である、とも見なせよう。神田説は、新資料の提示という点では興味深いが、やや迂遠であり、岑仲勉の説には及ばないようである。要するに、梁肅の生年が天宝十二載であることは疑いない。

〔備考〕(2)

南宋の宗鑑『釈門正統』卷二、「山門記主荆溪尊者世家」の梁肅の条には、「貞元九年十一月、卒于長安。享年四十三」とある。羅聯添「論唐代古文運動」の注65（同『唐代文学論集』上冊、学生書局、一九八九年）には、これによつて生年を天宝十載（七五二）辛卯とする（二九頁と一七頁参照）。しかし、拠るべき資料としての信憑性は、前掲の論拠①②に著しく劣つている。この享年「四十三」は、むしろ「四十一」の形訛と見なすべきであらう。

〔備考〕(3)

権徳輿の「祭故梁補闕文」(『権載之文集』巻四八(四部叢刊)、『全唐文』巻五〇八)にいう、「維貞元九年、歲次癸酉、十一月朔日、左補闕権徳輿等、謹以清酌庶羞之奠、敬祭於故右補闕・贈礼部郎中 梁君之靈」と。この祭文も、梁肅が貞元九年没の傍証となる。ちなみに、祭文中の「十一月朔日」の朔日を、仮りに「一日」の意に捉えるならば、論拠①にあげた墓誌の死亡日「十有一月、旬有六日」(十一月十六日)よりも早くなる。このためであろうか、神田喜一郎「梁肅年譜」の末尾には、「十一月」の「一」は「二の誤であらう」と指摘する。

しかし、岑仲勉は「唐集質疑」(前掲)のなかの「修禪道場碑之作年」の条で、「朔日は即ち某某朔某某日の略」と注しており、傾聴に値する。つまり、「十一月」は、神田説のごとく、「十二月」の形訛であると考えerる必要はない。

〔補遺〕

梁肅は、独孤及に師事した著名な古文家。李華もその文才を高く認めた。神田喜一郎「梁肅年譜」は、今日もなお唯一の年譜であり、示唆に富んで充分参照に値する。

注

- (1) 岑仲勉の「修禪道場碑之作年」(前掲)には、梁肅自身の高祖の諱「敬」と重なるために、字を寛中と改めたものか、と指摘する。また「唐詩紀事」巻二五、梁肅の条に、字を「欽之」に作るのは、「蓋し宋諱を避く」(王仲鏞「唐詩紀事校箋」の説)、と考えてよい。陳垣「史諱举例」第七七八「宋諱例」によれば、太祖趙匡胤の祖父の名「敬」を避けたものであろう。
- (2) 「全唐文」には、「永康」に作るが、「文苑英華」に従う。都長安には永康坊はない。
- (3) 羅聯添「李翱年譜」(同「唐代詩文六家年譜」学海出版社、一九八六年所収)(二)事蹟の「執文謁梁肅」の条参照。
- (4) 友人の崔恭「唐右補闕梁肅文集序」(『唐文粹』巻九二)には、「享年若干、以某年月日終于長安某里。……年過四十、士林鼎崇」という。
- (5) 「梁肅年譜」には、徳宗建中元年(七八〇)の作とする。また劉三富の前掲論文にいう、「梁肅がやがて太子校書郎の官に任せ

- られた後、江南に老母がいて侍養を必要とするがために常州へ還ることになった時の作品であろう。したがってその帰途に昔三代も住みついた函谷関に立寄り、旧園を訪れた時の感無量の情を腹藏なく述べている」と。
- (6) 「梁肅年譜」の終りに、「梁肅集」は主として天台宗の間に伝えられたことを指摘する。
- (7) ただし、同論文の九頁には、通説の「七五三生」とする。

後 記

今回は、整理を終えた原稿のなかから、文章家を中心に掲載することにした。資料収集の面で特に有効であった工
具書として、

- ① 周次吉編 『太平広記人名書名索引』（芸文印書館、一九七三年）
- ② 山内正博 「冊府元龜所載唐代伝記索引——一般人名之部——」（宮崎大学『教育学部紀要（社会科学）』二四、一九六八年）
- ③ 平岡武夫・市原亨吉・今井清編 『唐代の散文作品』（唐代研究のしおり第十、同朋舎出版、一九八五年再版。「唐代の散文作品」の篇目から取材した人名索引」を収める）

④ 周助初 『唐語林校証』上下（中華書局、一九八七年、巻末に「人名索引」を付す）

の四書をあげておきたい。いずれも傅璇琮・張忱石・許逸民編『唐五代人物伝記資料綜合索引』では検索できない文献を対象としている。なかでも①②③は、それぞれ『太平広記』五百巻、『冊府元龜』一千巻、唐代の散文二万二千八

百九十六篇を対象とした人名索引・伝記索引・篇目人名索引であり、費やされた多大の労苦に対して、深く感謝したい。各作品の出処を明記する③は、文字の校勘の面でも大いに役立った。

ちなみに、筆者の新疑年録関係の拙稿として、「唐代詩人生卒年論拠考三題——張九齡・李益・張説——」（早稲田大学『中国文学研究』第十六期、一九九〇年）があることを付記しておきたい。

平成二年十一月二十八日、中国文学研究室にて

筆者 謹識